

## 建設関連業務委託設計変更事務処理要領

### (目的)

- 1 この要領は、業務委託に係る設計変更に伴う契約変更の取扱いに関する必要な事項を定め、事務の適正化と合理化を図ることを目的とする。

### (用語の定義)

- 2 この要領において、業務委託とは、工事に係る測量、調査、設計若しくは監理の委託及び道路、河川等の維持管理に関する清掃、除草及び剪定業務等の委託をいう。
- 3 この要領において、設計変更とは、契約時に示した条件又は設計図書等の内容を変更することをいうものとし、契約変更の手続の前に当該変更の内容をあらかじめ受注者に指示することを含むものとする。

### (設計変更基準)

- 4 設計変更を行う基準は、次のとおりとする。
  - (1) 条件処理に伴うもの
  - (2) 発注後発生した次に掲げる外的条件によるもの
    - ア 自然現象、その他不可抗力によるもの
    - イ 他事業及び他機関との調整によるもの
  - (3) 発注時において確認困難な要因に基づくもの
    - ア 現地踏査に基づくもの
    - イ 地質の確認に基づくもの
  - (4) その他確認困難な要因でやむを得ないもの
  - (5) 本庁から出先機関に指示した予算処理に伴うもの

### (設計変更の手続)

- 5 設計変更を行う場合は、その必要が生じた都度、監督員がその変更内容を把握し、当該変更の内容が予算の範囲内であることを確認した上で、静岡県委託業務監督要領様式第1号（以下「設計変更指示書」という。）により出先機関の長の決裁を得て行うものとする。ただし、当該設計変更の内容を着手前までに契約変更できる場合は、設計変更指示書を必要としない。
- 6 前項の規定に関わらず、設計変更の内容が次に該当するときは、出先機関の長は本庁の事業所管課長を経て局長等の決裁（静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）の決裁規定参照（知事の指定事項））を受けなければならない。

(1) 変更による増減の合計金額が 200 万円以上で、かつ、変更後の契約金額が 2,000 万円以上と見込まれるとき。

(設計変更による契約変更の範囲)

7 変更見込金額（設計変更が複数回となる場合は、既契約変更金額及び今回変更見込金額の合計）が当初契約金額の 30%を超える業務委託は、現に委託中の業務と分離して実施することが著しく困難なものを除き、別途の契約とするものとする。

(契約変更の手続)

8 設計変更に伴う契約変更の手続は、適切な時期に支出負担行為等により行うものとする。ただし軽微な設計変更に伴うものは、業務完了（債務負担行為等の複数年度に渡る業務委託にあつては、各会計年度末）までに行うことをもって足りるものとする。

9 前項の軽微な設計変更に伴うものとは、次の各号の全てに該当するものをいう。

- (1) 業務の範囲の変更で重要でないもの
- (2) 変更見込金額の合計金額が 200 万円未満のもの

(履行期間の変更及び延長)

10 履行期間の変更及び延長又は短縮のみの事務については、出先機関の長が専決処理するものとする。

(読み替え規定)

11 本庁において入札を執行した業務委託の設計変更の手続等については、5 中「出先機関の長」とあるのは、「課長」と、6 中「出先機関の長は本庁の事業所管課長を経て局長等の決裁」とあるのは、「局長等の決裁」と、10 中「出先機関の長」とあるのは「課長」と読み替えるものとする。

(実施)

この事務処理要領は平成 13 年 4 月 1 日から実施するものとする。

(実施)

この事務処理要領は平成 22 年 4 月 1 日から実施するものとする。

(実施)

この事務処理要領は平成 27 年 4 月 1 日から実施するものとする。

(実施)

この事務処理要領は令和 5 年 12 月 1 日から実施するものとする。